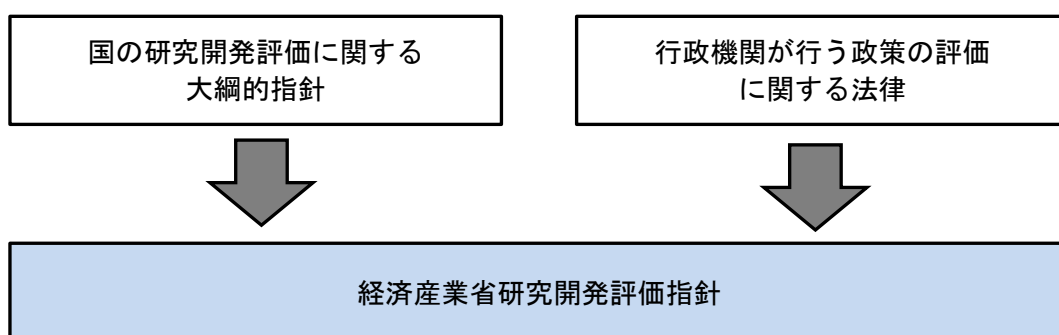


経済産業省における研究開発評価について

1. 評価の背景

経済産業省においては、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」及び「行政機関が行う政策の評価に関する法律」を踏まえ、「経済産業省研究開発評価指針」を定めて研究開発評価を行っている。

「経済産業省研究開発評価指針」は、当省における研究開発の評価を行うに当たって配慮しなければならない事項を取りまとめたガイドラインであり、当省は当該ガイドラインに基づく評価を通して、国際的に高い水準の研究開発、社会・経済に貢献できる研究開発、新しい学問領域を拓く研究開発等、優れた研究開発の効果的・効率的な推進に努めているところである。



2. 評価の目的等

(1) 目的

評価は、政策マネジメントサイクルの一角をなす重要なプロセスであり、以下の点を目的に、研究開発の成果や実績等を厳正に評価するものである。

- ① より良い政策、施策への反映
- ② より効果的・効率的な研究開発の実施
- ③ 国民への研究開発の開示
- ④ 資源の重点的・効率的配分への反映

(2) 基本理念

評価の実施に当たっては、以下の考え方を基本理念としている。

- ① 透明性の確保

- ・積極的に研究開発成果を公開し、広く有識者等の意見を聴く。また、評価手続き、評価項目・評価基準を含めた評価システム、評価結果、評価の過程を可能な限り公開する。

② 中立性の確保

- ・被評価者に直接利害を有しない中立的な者による外部評価を行う。

③ 機動性の確保

- ・社会課題の複雑化、外部環境の急激な変化に対応できるように機動性の高い評価方法で評価を行う。

④ 実効性の確保

- ・将来像（ビジョン・目標）からバックキャストにより、外部環境の変化を確認した上で、研究開発の継続可否の判断や見直しにつなげられるように、明確で実効性のある評価システムを確立・維持するとともに、費用対効果の高い評価を行う。

（３）評価における留意事項

① 評価者と被評価者の関係

- ・評価作業を効率的に機能させるためには、評価者と被評価者の協力的関係と緊張関係を構築し、その中で討論を行って評価を確定していく必要がある。
- ・被評価者は、評価を事業の質を高めるものとして積極的に捉え、真摯な対応を図ることが必要である。

② 所期の成果を上げられなかった研究開発の評価

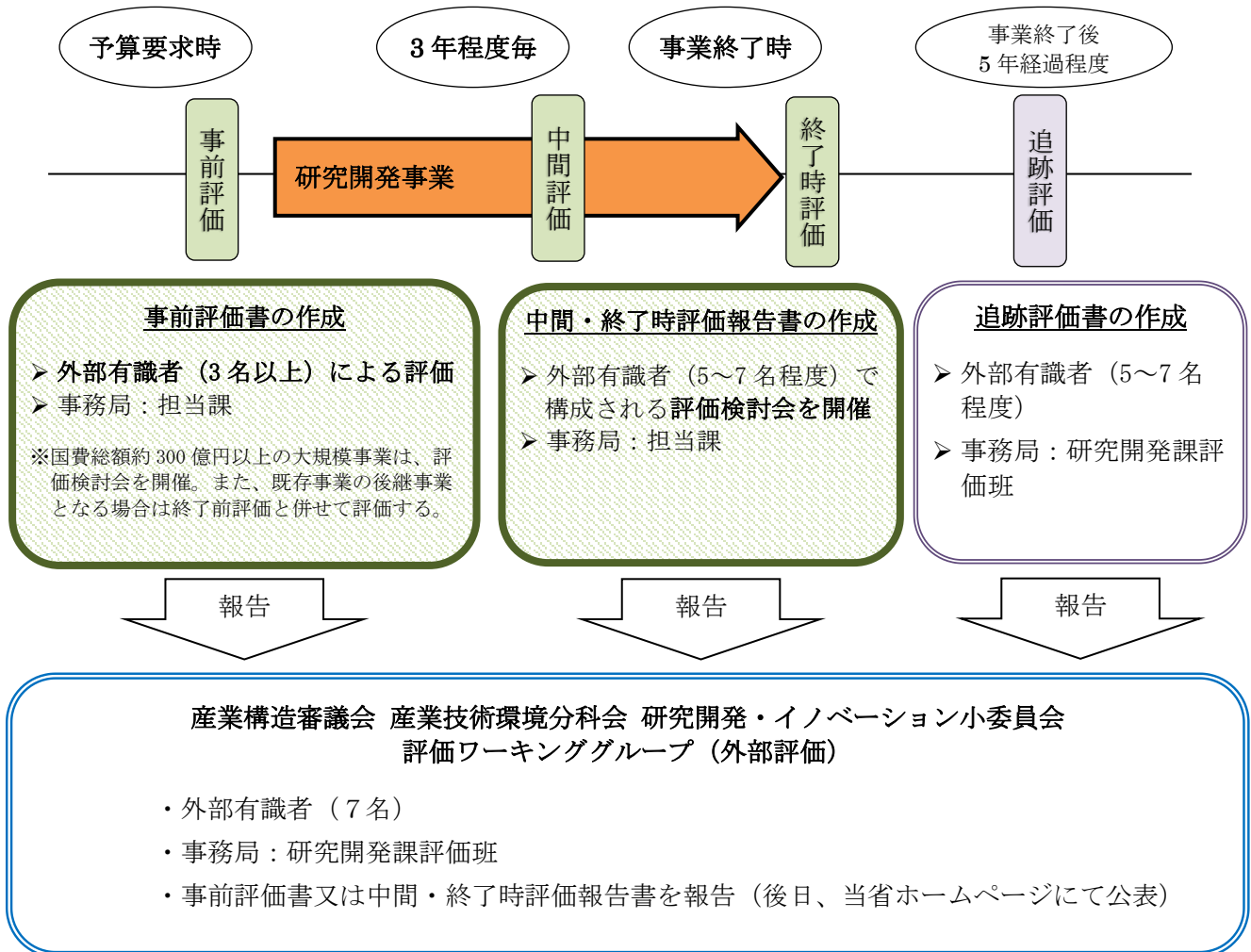
- ・研究開発は、失敗から貴重な教訓を得られることもあり、その原因を究明して今後に活かすことが重要である。また、評価が野心的な研究開発の阻害要因とならないように留意が必要である。

3. 評価対象の類型

- ① 事前評価 : 研究開発事業の創設にあたり、原則、予算要求前段階に実施する評価。
- ② 中間評価 : 研究開発事業の開始後、3年程度ごとに実施する評価。
- ③ 終了時評価 : 研究開発事業の終了時に行う評価で、事業終了直後に行う事後評価と事業終了前に行う終了前評価がある。
- ④ 追跡評価 : 複数課題プログラム及び研究開発課題（プロジェクト）の終了時評価後5年経過程度まで実施する評価。

4. 評価の実施体制

- ① 評価対象事業の技術分野について高い知見を有する 5 名～7 名程度の外部有識者を委員とする評価検討会を設置し、当該検討会において事前評価書／中間・終了時評価報告書（以下、評価書と言う。）を取りまとめる。
- ② 産業構造審議会 評価ワーキンググループにおいては、上記で取りまとめた評価書を踏まえて、政策単位でプログラム評価を行う。



5. 評価項目・評価基準

評価方法に一貫性をもたせるため「経済産業省研究開発評価指針に基づく標準的評価項目・評価基準」を定め評価を実施している。